

習志野市教育大綱（案）について

教育大綱とは

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第一条の三

「地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」

習志野市教育大綱（案）

習志野市基本構想・後期基本計画

育み・学び・認め合う

「心豊かなまち」

1・子どもが健やかに育つ環境の整備

2・未来をひらく教育の推進

3・生涯にわたる学びの推進

4・互いを認め合い尊重し合う社会の推進

整合

整合

習志野市教育振興基本計画（案）

政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進

- 1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上
- 2 子育て・子育て支援の充実
- 3 信頼を築く習志野教育の進展
- 4 子どもの生きる力を育む教育の充実
- 5 子どもを未来につなげる教育の展開
- 6 魅力ある市立高校づくり

政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進

- 7 生涯学習推進のまち習志野の推進
- 8 芸術・文化活動の振興
- 9 文化財の保存と活用
- 10 青少年健全育成の推進
- 11 「する」「みる」「支える」 スポーツの推進

政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進

- 12 家庭教育力の向上
- 13 地域に開かれた学校づくり
- 14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備

- 15 安全で潤いのある学校環境の整備
- 16 社会教育施設の再編・整備
- 17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備
- 18 教育行政の効率的・効果的な展開

（国）教育振興基本計画（第3期）に示された今後の教育政策に関する基本的な方針

- 1、夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2、社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3、生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4、誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5、教育政策推進のための基盤を整備する

参酌

1 子どもが健やかに育つ環境を整備します

人づくりの基礎となる、質の高い教育を実現するためには、子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境の整備が必要です。
また、核家族化が進む現在にあっては、子育ての不安や悩みを共有する場づくりや、学校と地域が連携した「地域の風がいきかう学校づくり」が重要です。
誰もが安心して子育てができるよう、教育環境を整備するとともに、それを最大限に活用できるよう取り組みます。

2 未来をひらく教育を推進します

教育は、子どもの可能性を広げ、未来をひらきます。
教員の教育力の向上に取り組み、すべての子どもたちに確かな学力を育む「わかる授業」を展開するとともに、健やかな体を育むために生涯スポーツを見据えた学校体育の充実を図ります。
また、ICT環境を整備し、高度な情報活用能力を育むなどの「高水準な教育の実現」に取り組みます。
そして、「習うなら、習志野」と、市民から信頼される、豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくりの実現に取り組みます。

3 生涯にわたる学びを推進します

芸術・文化活動に親しむことは、子どもから大人まで、市民一人一人の豊かな心を培い、教養を高めます。
また、文化財や歴史資料に触れることは、ふるさと意識を育みます。
さらに、様々な分野、世代でスポーツ活動に触れることは、生涯にわたる健康と体力を育みます。
「一市民、一文化、一スポーツ、一ボランティア」をめざし、市民一人一人が生涯にわたって自ら学び、自立して活動しようとする「生涯学習推進のまち習志野」の実現に取り組みます。

4 互いを認め合い尊重し合う教育を推進します

年齢、性別、国籍、障がいの有無など、多様な人々の一人一人が互いの人格を尊重し、支え合いながら平和に生きることは重要です。
互いを認め合い、協調する力を育むことで、いじめ・不登校の未然防止・解消を図ります。
また、正しい人権感覚の醸成や、平和に寄与する態度を養うなどの教育に取り組みます。